

財務省告示第五百十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年六月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

平成十五年七月九日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日	発行価格	利率	初期利子
利付国庫債券（二十年）（第六十 二回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第五号に規定する簡易生命保 険資金による引受け	額面金額で四百九十九億円	額面金額で四百九十九億円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十五年六月二十日	額面金額百円につき百円二十銭	年〇・八パーセント	平成十五年十二月二十日を支払 期とし、次の算式により算出し た金額を支払う。ただし、支払

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還総額} \times 0.8 \times 1}{100 \times 2}$$

十三 第二期以後の利息 毎半年六月二十日及び十二月二十日を支払うとし、各支払期にお
 十四 償還期限 利率をその日以前六月間に属す
 十五 償還金額 平成三十五年六月二十日
 十六 元利金の支払額 日本銀行額百円につき百円
 十七 払込期日 平成十五年六月二十日